

居宅介護支援重要事項説明書

< 2026 年 3 月 1 日現在 >

当事業所が提供する居宅介護支援のサービス内容、注意事項について説明いたします。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団祐希会
- (2) 所在地 千葉県浦安市高洲1-2-1 舞浜倶楽部新浦安フォーラム内1階
- (3) 電話番号 047-380-6660 FAX 047-380-6661
- (4) 代表者氏名 理事長 山田 智子
- (5) 設立年月 2015年10月5日

2. 事業所の概要

(1) 名称及び所在地等

事業所名	ひだまり新浦安
所在地	千葉県浦安市今川2-1-1
電話番号	047-316-0742
事業所の種類	居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	1273201648
通常の事業の実施地域	千葉県浦安市
管理者	前野 恵子
開設年月日	2025年1月1日

(2) 運営方針

- ①可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また他の施設・支援事業者等との連携に努めます。
- ③利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族は、居宅サービス事業者について複数の紹介を求めることができ、また、当該居宅サービス事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④円滑な医療機関との連携に努めるにあたり、利用者の同意を得て主治医の意見を求めると共に、医師に対し作成した居宅サービス計画を交付します。また、介護支援

専門員が把握した利用者の状況について、主治医等に必要な情報伝達を行います。

- ⑤居宅介護支援を行うに当たって、介護保険等関連情報等を活用し、その事業所単位でPDC Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

(3) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ①指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めます。
- ②介護支援専門員は、指定居宅介護サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師または薬剤師に提供します。
- ③介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医または歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- ④指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけた理由を求めることが出来ます。

(4) 職員体制

区分	常勤	非常勤	計
管理者	1名（兼務）	—	1名
主任介護支援専門員	2名	0名	2名
介護支援専門員	0名	0名	0名

(5) 営業時間

営業日	平日（月曜日～金曜日） * 祝祭日、12月29日～1月3日は除く
営業時間	9時00分～17時00分 電話番号：047-316-0742

3. サービスの概要

(1) 利用できる方

- ①要介護認定を受けようとする方
②要介護状態の方（要介護1～5）

(2) サービスの内容

事業者は、利用者に対して担当介護支援専門員を任命し、以下のサービスを提供します。

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

(3) 介護支援専門員の交替、協力依頼

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

③協力依頼

利用者が入院した場合等に円滑な医療機関との連携を図るため、担当介護支援専門員の氏名や連絡先等の情報を当該医療機関の職員等に提供するように、利用者に協力を依頼します。

4. 利用料金

(1) 利用料

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

* 保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき介護報酬で定められた金額をいただきます。その際は、サービス提供証明書を発行いたします。後日、浦安市役所に提出することで全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

浦安市にお住まいの方は無料です。浦安市以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要となります。

- ①片道15km未満 1往復500円(税込)
- ②片道15km～25km未満 1往復1,000円
- ③片道25km以上、5kmまで毎に200円加算

(3) その他

料金が発生する場合は月毎の清算とし、翌月20日までに請求をいたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払い方法は現金集金、または指定銀行へ振込のいずれかの方法を選べます。

振込先：千葉銀行 浦安支店 普通3867620

医療法人社団祐希会

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 前野 恵子

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 秘密の保持

事業者及び従業員は、個人情報の使用に係る同意書にある内容に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

9. ハラスメント対策

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- ①暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- ②職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- ③暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から職員にあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ①暴力又は乱暴な言動
殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発するなど
- ②ハラスメント行為
不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をするなど
- ③その他
過大な要求・理不尽な要求・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為等

10. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 公正中立の確保

利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計

画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき、居宅介護支援の提供開始に際し利用者又はその家族の理解が得られるよう十分説明する義務を負います。

□前期3月1日から8月末日 ☑後期9月1日から2月末日

サービス種別/割合	紹介上位事業者名および割合		
訪問介護	ニチイケアセンター浦安	東京海上日動みずたま介護ST浦安	ケアリッツ浦安
(18.6%)	(21.2%)	(20.4%)	(18.6%)
通所介護	ツクイ浦安東野	らいおんハートリハビリデイサービス夢のみずうみ村	浦安リハビリデイステーション市役所前
(40.3%)	(14.1%)	(13.0%)	(10.6%)
福祉用具貸与	ケア・スポットかんどり	ユーケア One	ライフケアタカサ浦安営業所
(41.0%)	(20.2%)	(16.9%)	(16.5%)

13. 相談・苦情受付について

苦情の受付担当者は以下の者です。

担当者 前野 恵子（管理者）

電話 047-316-0742

受付時間 9：00～17：00（土日・祝日及び年末年始を除く）

流れ ①ひだまり新浦安管理者を苦情解決責任者に位置付ける。

②対応者は苦情受付対応の基本的な心構えに十分配慮する。

③対応者は受理した内容を苦情解決責任者、場合によって第三者委員に報告する。第三者委員のメンバーは、法人理事長、法人事務長、担当部署長（地域支援統括部部長）。

④苦情解決責任者は委員会を開催し、十分に検討の上、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。

⑤苦情申立人と話し合いにより解決に努めるとともに、再発防止のための対策を講じます。

その他 その他の苦情受付窓口

相談・苦情内容	窓口	連絡先
事業所の苦情等	法人本部	047-380-6660

	医療法人社団祐希会 ひまわりクリニック	
介護保険・相談	浦安市福祉部介護保険課	047-712-6403
介護保険・相談	中央地域包括支援センター	047-381-9037
介護保険・相談	浦安駅前地域包括支援センター	047-351-8950
介護保険・相談	新浦安駅前地域包括支援センター	047-306-5171
介護保険・相談	高洲地域包括支援センター	047-382-2424
介護保険・相談	富岡地域包括支援センター	047-721-1027
介護サービスの苦情等	千葉県国民保険団体連合会	043-254-7428

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて契約書及び重要事項説明を行いました。

ひだまり新浦安

説明者 介護支援専門員

④

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者住所

氏名

④

代理人住所

氏名

④

本人との続柄